

カナダの政策概要

■ 政策枠組

総合計画	<ul style="list-style-type: none">● プラスチックごみゼロ戦略と行動計画 (詳述①)● 国家EPR行動計画 (詳述②)● 海洋プラスチック憲章 (詳述③)
基本法制度 拡大生産者責任 (EPR)	<ul style="list-style-type: none">● 環境保護法(CEPA)
資源循環	
リデュース	<ul style="list-style-type: none">● 一人当たりの廃棄物発生量の削減目標の設定(14年比で、'30年30%、'40年50%減)● 使い捨てプラ袋・製品の禁止(案) (詳述④)
リユース リサイクル	<ul style="list-style-type: none">● 州、準州でのデポジット制度の導入 (詳述⑤)● 2030年までに連邦政府の排出する廃プラを75%リサイクル
マイクロビーズ	<ul style="list-style-type: none">● マイクロビーズを含む、トイレット製品の製造・輸入・販売、及び自然健康製品・非処方薬の販売の禁止
代替素材	<ul style="list-style-type: none">● 植物由来プラ製品の新基準の設定(ごみゼロ行動計画, 2021年末までに)
公共調達	<ul style="list-style-type: none">● 持続可能なプラ製品の調達 (Greening Gov' t Strategy)

■ 適正処理

廃棄物処理体制	<ul style="list-style-type: none">● プラスチックのライフサイクル管理の改善に必要なインフラ評価の実施 (プラごみゼロ戦略と行動計画)
流出防止	<ul style="list-style-type: none">● カナダ水域へのごみ投棄の禁止● 責任ある漁業操業のためのカナダ行動規範の制定
ごみ回収	<ul style="list-style-type: none">● 水産海洋省による逸失漁具撤去の支援● 海岸清掃活動の実施 (グレート・カナディアン・ショアライン・クリーンアップ)

■ 横断的取組

技術開発	<ul style="list-style-type: none">● カナダプラスチックイノベーションチャレンジ (詳述⑥)● マイクロ繊維のサンプリング方法開発に対する学界等への資金援助
普及啓発 官民協力	<ul style="list-style-type: none">● 10,000 Changes & Be Plastic Wise(海洋プラ教育キット), 市民科学プラットフォーム等の普及啓発活動
科学的知見 の蓄積	<ul style="list-style-type: none">● プラスチック科学アジェンダ(CaPSA) (詳述⑦)● 連邦研究機関によるプラ汚染と動物相の相互作用に関する調査の実施
国際協力	<ul style="list-style-type: none">● 海洋プラスチック憲章に基づく国際事業への資金援助● UN クリーン・シー・キャンペーン等への参加

①カナダ：プラごみゼロ戦略と行動計画

全てのプラスチックを循環利用し環境に放出しないというビジョンに基づき、CCME（カナダ環境閣僚会議）がプラスチックのライフサイクルに係る10の重点分野に関する戦略と行動計画を策定。

策定年・期間

戦略を2018年に策定。行動計画フェーズ1を2019年に、フェーズ2を2020年に策定。

戦略の目標

10の重点分野の目標：1. 製品設計の改良(耐久性・リユース性・リサイクル性の向上)、2. 使い捨て製品の責任ある利用とリサイクルの拡大、3. 環境に排出せず経済の中で循環させる回収システムの拡大、4. 再生プラの市場強化と多様な最終用途による需要増加、5. 全種類の廃プラのリサイクル能力向上、6. 家庭・企業・組織の廃プラ発生抑制・管理能力の向上、7. 水産活動によるプラ汚染の大幅削減、8. 効果的な研究の推進とモニタリングによる意思決定・対策実施への情報提供、9. 環境、沿岸、水路における効果的な海洋プラの回収・清掃の実施、10. 海洋ごみとプラ汚染に対する世界的取組へのカナダのリーダーシップ

行動計画（フェーズ1及び2）の施策

- **目標・ターゲット**：使い捨てプラの削減目標値、リサイクル材料含有率の増加目標値、特定のセクターにおける修理・再使用・再加工の目標値
- **進捗確認**：大臣評議会等における定期的な進捗報告、両行動計画の実施報告書を大臣らに提出（2026年）
- **科学的知見**：カナダプラスチック科学アジェンダの実施を通して、プラスチックバリューチェーンを通じた研究・イノベーションの促進、全国共通プラスチック汚染モニタリングガイドンスの作成
- **マルチステークホルダー**：EPRプログラムの導入、産業部門とプラ中有害添加物の制御に向けた協定・ツールの開発、ベストプラクティスやガイドンスの情報共有・交換及び意識啓発、漁業・養殖業部門の活動におけるプラ廃棄物の削減及び逸失漁具の削減・回収、海洋プラ憲章の参同国の確保・途上国の陸起源廃プラの削減支援等
- **資金・技術**：価値回収（修理・再加工・リサイクル）に向けた経済・資金インセンティブ、循環経済への転換やプラスチックのデザイン・製造・回収に向けたインフラ及びイノベーションへの投資、逸失漁具の発生・影響を削減する技術・イノベーションの開発

②カナダ：国家EPR行動計画

生産者が自らの製品のライフサイクル全体のコストを考慮し、また、製品及び廃製品の有害性や環境リスクを削減し、製品のライフサイクル全体のパフォーマンスを改善するよう、EPRの枠組みを設定。

策定年・期間

カナダ環境関連閣僚会議(CCME)が2009年10月に策定

目標等

- **第1段階**：計画策定後6年以内に既存のステワードシップ・EPR以外のプログラムを評価し、優先製品のEPRプログラムを運営する。計画策定後2年以内に優先製品の具体的な実施計画を作成。■ 優先製品：容器包装、印刷物、水銀含有ランプ、その他水銀含有製品、電子電気機器、家庭有害ごみ、自動車製品
- **第2段階**：計画策定後8年以内に対象製品のEPRプログラムを運営する。計画策定後2年以内にEPRプログラムの対象となっている詳細な製品リストを発行 ■ 対象製品：建設材料、解体材料、家具、繊維・カーペット、ODS含有機器

対策

- **EPR行動計画の実施**：第1段階と第2段階の優先製品及び対象製品に関するEPRプログラムの運営。具体的な実施計画又は製品リストの発行。なお、準州においては、その地域特性からEPRCAP導入の是非を判断。
- **優先製品のEPRプログラムの評価**：年次進捗報告書作成のための取り決め・責務・期間、及び評価指標の特定
- **モデルEPRプログラム**：共通の解釈と適用を確保するため、EPRプログラムの推奨事例と手引書の提供
- **EPRを支える政策・規則**：エコラベル、有毒物質の制限、再生材含有量の基準・規制、グリーン調達、環境実績/自主協定、及びその他の様々な基準・禁止・ガイドライン・教育ツール。
- **国レベルでの調和**：国内市場全体に最大の影響を与えるよう、EPR原則を全国に拡大。

③カナダ：海洋プラスチック憲章

プラスチックごみによる海洋汚染問題への各国の対策を促す文書で2018年6月にカナダで開催されたG7で提案され、日本と米国を除く英国、フランス、ドイツ、イタリア、カナダの5カ国とEUが署名。

開始年・期間 2018年6月発表

対象

政府、企業、市民団体

内容

- **持続可能な設計・生産及び再生市場**：2030年までにプラスチック100%再利用、再生又は代替がない場合には回収可能に。2030年までにプラスチック製品の50%以上を再生材に。2020年までにリンスオフ化粧品・パーソナルケア製品のマイクロビーズ使用削減。その他マイクロプラスチック(MP)発生源に言及。
- **回収・管理及びその他システム・インフラ**：2030年までにプラスチック容器包装の55%以上を再生・再利用。2040年までにすべてのプラスチックを100%回収。廃棄物・廃水処理インフラ向上に能力開発・官民資金を活用。
- **持続可能な生活スタイル・教育**：プラスチック製品の表示基準の強化。
- **研究・技術革新**：下水処理からのMP除去技術の開発・促進。プラスチック代替品の開発とその適切な使用方法の伝達。モニタリング手法の調和。
- **沿岸・海岸線での行動**：清掃活動及び逸失・投棄漁具回収への投資の実施

実績

2019年12月現在、24カ国とEU及び65の企業・市民団体が参加。

④カナダ：プラスチック袋の使用禁止

2019年以降、使い捨てプラ袋を使用禁止とする市・州が増加。政府も、2021年の早い段階でCEPAを改正し、禁止の意向。

開始年・期間

2019年7月1日施行(プリンスエドワードアイランド州(PEI)), 2020年7月1日施行(ニューファンドランド・ラブラドール州(NL)), 2020年10月30日施行(ノバスコシア州(NB))

対象

すべての使い捨てプラスチック袋（※以下を運搬する場合は対象外）

3州共通：ばら売りのもの(野菜・果物などの食品), 冷凍食品・鮮魚・生肉, 花・植木, 未包装の直ちに消費する料理・パン, 顧客宅・職場敷地内に置いていく新聞・印刷物, ドライクリーニングした衣類、生きた魚

PEI及びNB：ばら売りのもの(釘やネジなどの金物類), 処方薬, 再利用袋に入らないもの(寝具など), 特定医療用品（NBは健康用品も含む）

内容

- 有償無償を問わず小売店による使い捨てプラ袋（生分解性・堆肥可能な袋を含む）の提供の禁止（NBでは小売店も含めたすべての事業者が対象）
- PEIでは紙袋(15セント/枚以上・小袋は無料提供可) 又は再利用袋（\$ 1/枚以上）の販売が可能。NBでは再生材40%以上の紙袋の推奨（代替選択肢となる袋の有料化は事業者の判断）
- 複数枚の袋をパッケージで販売する個人や職場での使用を目的としたプラ袋の販売は対象外(3州共通)
- 罰金の罰則あり（NB）

実績

廃棄物処理工程におけるプラ袋量の削減（NB）により'20年1月に予定していた紙袋・リユース袋の料金引上げを撤回

④カナダ：使い捨てプラスチック製品の使用禁止

2019年、バンクーバーはカナダの主要都市で初めて広範なプラ製品の提供禁止条例を制定。政府は、2021年の早い段階でCEPAの下でプラ袋と共に使い捨てプラ製品を禁止すると表明。

開始年・期間

● '20年4月1日(発泡プラ) ● '20年4月20日(ストロー・カトラリー) ● '21年1月1日 (カップ・プラ袋)

対象

- **発泡プラ**：病院・介護施設での提供品は対象外。慈善事業での提供品は1年間の猶予あり。
- **ストロー**：堆肥化可能・生分解性・その他生物由来のストローを含む。病院・介護施設での提供品、個包装のフレキシブルストロー、ホックストリック・ドリンクホルダー付属ストロー、個人用1パック20本以上のストローは対象外。外カチーのストローは1年間の猶予。
- **カトラリー**：スプーン、フォーク、ナイフ、箸。病院・介護施設（要求された場合に限り提供可）での提供品は対象外。
- **カップ**：病院・介護施設、慈善事業での提供品は対象外。

内容

- **発泡プラ**：事業者による発泡プラ製カップ及びテイクアウト容器での調理・飲料の提供の禁止
- **ストロー**：プラ製ストローの提供禁止。なお、ストローなしでは飲めない又は困難な顧客に対するフレキシブルストロー（曲がるストロー）の飲食提供者による提供は可（その場合、医療情報の提供は不要）
- **カトラリー**：顧客からの要求がない限り、事業者による店内での食事、ドライブスルー、持ち帰り、配達による顧客に対するプラ製カトラリーの提供の禁止。セルフサービスの場合はこの限りではない。
- **カップ**：事業者は料金表示の上で使い捨てプラ製カップを有料（\$ 0.25/個）で提供。領収書に当該料金を要記載。

実績

該当なし

⑤カナダ：デポジット制度

カナダではイヌイット自治区準州のヌナブトを除く全ての州・準州において飲料容器を強制デポジット制度によって回収。デポジット制度には、デポジットの全額返金と半額返金(ハーフバックデポジット)がある。

開始年・期間 1970年（ブリティッシュ・コロンビア州が最初に法制化）

対象

プラ、金属、ガラス、紙製の全て又は一部の飲料容器が対象。ビールやワンウェイ容器に特化する州あり。牛乳・乳飲料は対象外が多く、他にエナジードリンク・水・乳児用ジュース等。スピリットは対象・対象外の両方の場合がある。

内容

- **制度の概要**: 飲料を購入した消費者は、小売店にデポジットを払い、空き容器を小売店又は回収拠点(デポ) に持ち込み返金を受領。デポは空き容器を運営組織に渡す際、消費者への返金額と手数料を受領。運営組織はデポで受けとった空き容器をリサイクル施設へ搬入。空き容器を回収しない小売店は、消費者から預かったデポジットを卸売経由で運営組織に支払う。空き容器を回収する小売店は、空き容器をリサイクル施設へ搬入。運営組織からデポジットの払い戻しを受領。
- **ハーフバックデポジット(NB, NL, NS, PEIのカナダ東部4州)の概要**: NBとPEIはリターナブル容器のデポジットを全額、ワンウェイ容器は半額を返金。NLとNSは全ての容器のデポジットを半額返金（NSはビールのリターナブル容器を除く）。これら4州は、未返却金と未償還金を制度運営に充当。なお、余剰金についてはNBは環境プログラム、NSはごみ削減努力に応じて自治体に分配。※NB(ニューブランズウィック),NL(ニューファンドランド・ラブラドール),NS(ノバスコシア),PEI(プリンスエドワードアイランド)

実績

デポジット導入済みの州(最大で82%) でのPETボトルのリサイクル率は未導入の州(51%) より高い。(2014年実績)

⑥カナダ：プラスチックイノベーション・チャレンジ



プラスチック包装容器の持続可能な代替製品の開発や、持続可能な漁業・養殖業用具の開発等プラスチック廃棄物の削減に向けた技術の開発を促進するための中小企業向け資金。

開始年・期間 2018年12月に第一弾の募集開始

対象

各チャレンジの募集テーマに対して解決策を試験運用したい中小企業

内容

- 2018年募集テーマ：食品包装、ガラスファイバー強化プラスチックのリサイクル、混合プラスチックの分別、建設関連廃棄物、バイオプラスチックのコンポスト化可能性向上、漂流漁具及び海洋ごみの回収と管理、持続可能な漁業・養殖業用具
- 2019年募集テーマ：次世代バイオ由来泡断熱材の開発
- 2020年募集テーマ：海洋環境におけるマイクロプラスチックのモニタリング用センシング技術、E-waste、使用済み自動車のプラスチックの埋立処分からの回避、プラスチック包装容器の持続可能な代替製品、繊維とマイクロファイバー、再生プラスチック天井タイル、船舶グレイウォーターのマイクロプラスチックろ過

実績

29の中小企業に1900万CAD程度の資金を提供した。

⑦カナダ：プラスチック科学アジェンダ (CaPSA)

既存の知識とそれらを埋めるために必要な科学のギャップを特定するフレームワークを提供することにより、意思決定のためのプラ関連の科学的根拠の基盤を強化し、循環経済の構築を支援。

開始年・期間 2018年発表

対象

連邦、州、準州政府からの科学・政策専門家、学界、先住民組織及び企業等

内容

- **実態把握**：プラの検出、定量化、発生源・経路・濃度・運命の特性評価の実施、及び測定方法の調和・標準化
- **影響**：野生生物、人の健康及び環境に対するプラスチックの影響の解明
- **プラの設計・代替選択肢**：設計改善及び価値回収（リユース、修理老等）により、プラの環境フットプリントを削減
- **プラの持続可能な利用**：全てのセクターが十分な情報を得てプラを利用し持続的に管理できるようにする支援
- **廃棄物削減と回収**：現在と将来のプラ回収と価値回収の強化（プラ種別の特定や分別技術等）

実績

CaPSAの策定を紹介する「Best Brains Exchanges on Microplastics」及び「Canadian Science Symposium on Plastics」を2018年に開催。廃プラに関連する研究に100万超カナダドルを拠出。